○国立大学法人筑波大学附属学校教員の再雇用に関する規程

（平成１９年２月９日
法人規程第２号）

改正　平成２０年法人規程第１３号
平成２１年法人規程第３９号
平成２２年法人規程第１３号
平成２２年法人規程第４９号
平成２４年法人規程第３４号
平成２５年法人規程第３７号
平成２６年法人規程第７８号
平成２６年法人規程第１８号
平成２８年法人規程第　９号
平成２８年法人規程第１３号
平成２９年法人規程第　７号
平成２９年法人規程第２０号
平成３０年法人規程第　７号
平成３０年法人規程第２８号
平成３１年法人規程第１０号
平成３１年法人規程第１６号
令和　２年法人規程第５８号
令和　４年法人規程第１７号
令和　５年法人規程第２２号
令和　５年法人規程第４２号
令和　６年法人規程第１３号
令和　６年法人規程第３５号
令和　７年法人規程第１８号

国立大学法人筑波大学附属学校教員の再雇用に関する規程

（趣旨）

第１条　この法人規程は、国立大学法人筑波大学附属学校非常勤職員就業規則（平成１７年法人規則第２０号。第１６条の２及び第１９条において「附属学校非常勤職員就業規則」という。）第６７条の規定に基づき、附属学校教員の再雇用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　再雇用の対象となる附属学校教員（次条において「再雇用対象者」という。）は、再雇用する年度の前年度に退職（国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則（平成１７年法人規則第７号。以下「本部等職員就業規則」という。）第７０条、国立大学法人筑波大学附属病院職員就業規則（平成１７年法人規則第１２号。以下「附属病院職員就業規則」という。）第６９条又は国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則（平成１７年法人規則第１７号。以下「附属学校職員就業規則」という。）第６７条の規定による退職をいう。）し、引き続き非常勤職員として再雇用を希望する者とする。

（再雇用対象者の任用）
第３条　再雇用対象者の採用は、再雇用対象者のうち、本部等職員就業規則第７３条第１項第１号から第４号まで、附属病院職員就業規則第７２条第１項第１号から第４号まで及び附属学校職員就業規則第７０条第１項第１号から第４号までのいずれの事由にも該当しない者との契約により成立する。

（再雇用の期間）
第４条　再雇用の期間は、４月１日から翌年３月３１日までの１年を超えない範囲内において定める。

（期間の更新）
第５条　前条の期間又はこの条の規定による更新の期間は、１年を超えない範囲内で更新することができる。

（再雇用の上限年齢）
第６条　前２条に定める再雇用期間は、６５歳に達する日以後における最初の３月３１日までとする。

（再雇用の職）
第７条　再雇用される附属学校教員（以下「再雇用教員」という。）の職は、次表のとおりとする。

退職前適用俸給表	職名
教育職員（二）俸給表	教諭、養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員、実習助手
教育職員（三）俸給表	教諭、養護教諭、栄養教諭

（兼務）
第８条　法人は、業務運営上必要がある場合には、再雇用教員にその職を有したまま、他の職を兼務させることがある。

（産前産後休業）
第９条　女性の再雇用教員が出産する場合は、国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（平成１７年法人規則第１８号）の適用を受ける職員（以下「正規職員」という。）の例に準じて休業させる。

（兼業）
第１０条　再雇用教員は、正規職員の例に準じて兼業することができる。

（宿日直勤務）
第１１条　法人は、再雇用教員に対して、正規職員の例に準じて宿日直勤務を命ずることができる。

（年次休暇の日数）
第１２条　再雇用教員の年次休暇の日数は、退職の日が存する年に付与された日数の残日数とす

る。
２　前項の再雇用教員が、退職の日が存する年の前年に付与された年次休暇に残日数があるときは、再雇用した年に限り、これを請求することができる。
３　前２項に定めるもののほか、再雇用教員の年次休暇の日数については、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第３９条に定める日数とする。

（病気休暇及び特別休暇）
第１３条　再雇用教員の病気休暇及び特別休暇の種類、手続及び付与単位については、正規職員の例に準ずる。

（報酬）
第１４条　再雇用教員の報酬の計算期間及び支給日については、正規職員の例に準ずる。

（月給の減額）
第１５条　再雇用教員が所定の勤務時間を勤務しないときは、正規職員の例に準じて減額支給する。

（月給の決定）
第１６条　再雇用教員の月給の額は、次の表に掲げる額とする。

区分	月給
附属小学校に勤務する教諭、養護教諭、栄養教諭	２７６，０００円
上記以外の附属学校に勤務する教諭、養護教諭、栄養教諭	２７９，４００円
寄宿舎指導員、実習助手	２３５，３００円

（育児短時間勤務者の給与）
第１６条の２　再雇用教員のうち、附属学校非常勤職員就業規則第８条の２に規定する育児短時間勤務をするものの給与については、任命権者が別に定める。

（俸給の調整額等）
第１７条　俸給の調整額、教育研究等連携手当、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、教育業務連絡指導手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び教職調整額については、次項及び第３項に定めるもののほか正規職員の例に準じて支給する。
２　期末手当及び勤勉手当の支給割合は、それぞれ次の表に定める割合（勤勉手当にあっては区分に応じて同表に定める割合）とする。

手当	支給割合
期末手当	１００分の７０

手当	区分	支給割合
勤勉手当	勤務成績が優秀な職員	１００分の５１．５
	勤務成績が良好な職員	１００分の４８
	勤務成績が良好でない職員	１００分の４６

	訓告、文書による厳重注意を受けた職員	１００分の３３
	戒告の処分を受けた職員	１００分の３０
	減給の処分を受けた職員	１００分の２５
	停職の処分を受けた職員	１００分の２０

３　義務教育等教員特別手当の支給額は、次の表に掲げる額とする。

職名	手当額
教諭、養護教諭、栄養教諭	９，７００円
寄宿舎指導員、実習助手	８，０００円

（研修）

第１８条　再雇用教員は、正規職員の例に準じて勤務場所を離れて研修を行うことができる。

（懲戒）

第１９条　法人は、再雇用教員となった者の再雇用前の在職中に行った行為が、附属学校非常勤職員就業規則第６１条に規定する懲戒の事由に該当したときは、これに対して懲戒に処することができる。

附　則

（施行期日）

１　この法人規程は、平成１９年３月１日から施行する。

（平成２１年６月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

２　平成２１年６月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第１７条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の７５」とあるのは「１００分の７０」と、「１００分の３５」とあるのは「１００分の３０」とする。

（平成２２年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

３　平成２２年１２月に支給する勤勉手当に関する第１７条第２項の規定の適用については、同項中「基準日６月１日１００分の３２．５」とあるのは「基準日６月１日１００分の３５」と、「基準日１２月１日１００分の３２．５」とあるのは「基準日１２月１日１００分の３０」とする。

附　則（平２０．３．１３法人規程１３号）

この法人規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平２１．５．２８法人規程３９号）

この法人規程は、平成２１年６月１日から施行する。

附　則（平２２．３．２５法人規程１３号）

この法人規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平２２．１１．２９法人規程４９号）

この法人規程は、平成２２年１２月１日から施行する。

附　則（平２４．３．２９法人規程３４号）
この法人規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平２５．３．２８法人規程３７号）
この法人規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平２６．１２．１８法人規程７８号）
この法人規程は、平成２７年１月１日から施行する。

附　則（平２７．３．２６法人規程１８号）
この法人規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平２８．２．１８法人規程９号）
この法人規程は、平成２８年３月１日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学附属学校教員の再雇用に関する規程の規定は、平成２７年１２月１日から適用する。

附　則（平２８．２．１８法人規程１３号）
この法人規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平２９．１．２６法人規程７号）
この法人規程は、平成２９年２月１日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学附属学校教員の再雇用に関する規程の規定は、平成２８年１２月１日から適用する。

附　則（平２９．３．２３法人規程２０号）
この法人規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平３０．１．２５法人規程７号）
１　この法人規程は、平成３０年２月１日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学附属学校教員の再雇用に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成２９年１２月１日から適用する。
２　前項の規定にかかわらず、新規程の規定は、この法人規程の施行の日の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。

附　則（平３０．３．２２法人規程２８号）
この法人規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平３１．１．２４法人規程１０号）
１　この法人規程は、平成３１年２月１日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学附属学校教員の再雇用に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成３０年１２月１日から適用する。
２　前項の規定にかかわらず、新規程の規定は、この法人規程の施行の日の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。

附　則（平３１．１．２４法人規程１６号）

この法人規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令２．１０．２２法人規程５８号）

（施行期日）

１　この法人規程は、令和２年１１月３０日から施行する。

（令和２年１２月に支給する勤勉手当に係る勤務成績に応じた割合に関する特例措置）

２　令和２年１２月に支給する勤勉手当に係る勤務成績に応じた区分のうち、この法人規程の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後における区分の割合が施行日前における当該区分の割合を下回るものの割合については、この法人規程による改正後の第１７条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令４．３．２４法人規程１７号）

この法人規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令５．３．２３法人規程２２号）

この法人規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令５．７．２７法人規程４２号）

（施行期日）

１　この法人規程は、令和５年７月２７日から施行する。

（経過措置）

２　この法人規程の施行の日前に定年退職した者であって、定年退職後から引き続き本学において期間を定めた労働契約を締結し、当該労働契約の任期満了により退職後、引き続き再雇用を希望するものは、この法人規程による改正後の第２条の対象者とみなす。

附　則（令６．１．２５法人規程１３号）

１　この法人規程は、令和６年２月１日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学附属学校教員の再雇用に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和５年１２月１日から適用する。

２　前項の規定にかかわらず、新規程の規定は、この法人規程の施行の日の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。

附　則（令６．３．２８法人規程３５号）

この法人規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令７．３．２７法人規程１８号）

この法人規程は、令和７年４月１日から施行する。